

エントリーNo 1

- 学習会名称 (労働組合の基礎を学ぼう中間テスト)
- 主催者 (県労連青年部)
- 対象者 (青年部・青年層)
- 開催日 (2013年7月29日 18時45分～20時)
- 開催場所 (秋田市・大町ビル)
- なぜその学習会を企画したか

青年部再建して3年。準備会を含めて、「県労連って?」「青年部って?」「労働組合って?」「働くルール PART1、2」「労働相談〇×クイズ」「労基法 Q&A」「青年の春闘～悩みをだしあってみよう～」「青年の春闘～模擬団交をやってみよう～」など、青年の働き方を中心に学習してきた。

「次はどうする?」と話し合っていたとき、青年部役員の「テストしたい!」「今までの成果をあらわしたい!」との声により、「中間テスト」と銘打ったテストを開催した(労基法や最賃などの問題)。

どうせなら?ということで、参加者にはテストがあることは知らせず、抜き打ちで開催(イメージは、フジテレビ「めっちゃイケ」のテスト)。

- 企画するにあたって、運営で工夫した点は?

「聞いているだけの学習会では頭に入らない」との声により、実施。「権利手帳」のみを配布し、本物のテストのように。別室で採点し、講師から答案用紙を渡す。答え合わせとともに講演してもらった。

すべての質問の正解率などを出し、どこがひっかけやすいのかなどを学びあった。参加者には急な「テスト」だが、楽しく分かりやすくできるよう心がけ、上位には賞品も用意。

- 苦労した点は?

問題を作るのは大変。公務・民間を問わず、答えやすい問題を考えるのが意外と難しい。質問の仕方など、作り手が勉強していないと、問題ができない。少ない問題数だが、結構時間がかかった。

Q2.参加者ついて記入してください。

- 参加人数 ①目標(30)人 実際に参加した人数(27)人

- 参加者からの感想は?

突然のテストに驚きながらも、みんな真剣な顔でテストを受けた。筆記用具すら持っていない参加者もいて、テスト以前の問題も(笑)。

まったく予習もないなか、100点満点者がでるなど、成績優秀な参加者たち。その後の懇親会で、ささやかな表彰式をおこないながら、「俺の方がいい点数だ」「ここは引っかけだったね」など、楽しいお酒が飲めた。

(ちなみに「テストをやりたい。100点の自信ある!」と言った役員は中位だった(笑))

○どんな総括をしましたか？

いきなりのテストで、参加者から不満がでるかも？と思ったが、楽しくできて良かった。つまりいたところの解説がとても分かりやすく、本当の授業？みたいだった。ささやかな賞品があったのも嬉しかったのではないかな。毎回ではないにしろ、またいつかやりたい。と総括。

○総括を踏まえて、次に活かそうと思う点など

学習会をおこなう際、常にでるのが「どうせやるなら、楽しく学びたい」の声。特に、初めての参加者が「行って良かった。タメになった。また行きたい」と思える学習会にしたい。青年部として、労基法の学習などは、かなりの回数をおこなっている。3年前は、「秋田県の最賃額」を知らない参加者が半分以上いた。が、今回のテストでは8割以上正解（3択ということもあるかもしれないが）。繰り返し学習を続けることで、青年自身が意識してくると思う。引き続き、役員も参加者も楽しく学習していく。

○その他、学習会を行って気づいたこと

意外な人が高得点だったり、その逆だったり。やっぱり、人はみかけじゃないなと。（^▽^）

添付資料一問題用紙、解答用紙と正解

<問題用紙>

次の文を読んで問いに答えなさい。

～憲法と労働法の関係～ 

どんな法律も、すべて憲法に基づいて制定されています。そして、憲法は労働者の権利についても特別に定めています。

例えば、憲法 27 条(勤労権)は次のように定めています。

① すべての国民は、勤労の権利を有し、義務を負う。

問1
② ()、就業時間、休息その他の勤労条件に関する基準は、法律でこれを定める。

この定めは、国民の圧倒的多数を占める労働者の雇用を安定させ、労働条件の悪化を防止し、その生活安定を図ることが国の経済発展に必要不可欠であるからです。

また、同じ 27 条に、労働条件に関する法律で、最も身近な法律では、「労働者をこれ以下の労働条件で働かせてはいけない」と定めた労働基準法があり、「労働者の安全と健康をまもる」ための労働安全衛生法など、労働法の中でもこの労働条件に関する法律が一番多くあります。

次に、憲法第 28 条は

「労働者の団結する権利および団体交渉その他の団体行動をする権利は、これを保障する」と、労働者の

問2
()、団体交渉権、団体行動権を保障しました。(これを労働 3 権といいます)

ちなみに、この労働 3 権と第 27 条の勤労権をあわせて労働基本権といいます。

この労働3権を保障した憲法 28 条に基づく法律で、最も代表的なものが「労働組合法(労組法)」で、同法は労働者の労働組合結成や、組合活動の自由を保護し助けるための法律です。

～労組法の目的～ 

私たちは、運転するときも道路を歩くときも、赤信号で止まり青で進みます。これは私たちが法律に従って行動している結果です。社会はすべて法律をルールにして動いており、労働組合運動も例外ではありません。

労働組合も法律で保護されていますが、その代表的な法律が「労働組合法(労組法)」です。

「労働組合法(労組法)」の目的について

問3
① 労働者が、使用者と()な立場に立つことを促進することによって、その地位を向上させること。

② 労働者が、使用者と交渉するために自分たちの手で労働組合に団結することを擁護すること。

問4
③ 労働者が使用者とおこなう()がスムーズに進むように、力を貸し助けること。

つまり、「労働者は、団結して労働組合をつくりなさい。そして、対等な立場に立って、使用者と団体交渉をして、自らの地位の向上をはかるようにしなさい。そのために、労組法は皆さんを応援します」と言っているのです。

このような労働組合法を制定したのは、労働者は使用者に対し、本来は従属的な立場にあつて、一人ひとりがバラバラでは無力であり、団結する以外にその地位の向上が図れないからです。そこで、労働者の経済的・社会的地位を向上させるために、労働者に労働 3 権を保障する「労働組合法(労組法)」制定したのです。

～公務員の権利～ 

また、国家公務員は、憲法に定められた労働基本権が制約され、労使交渉によって賃金等を決めることができません。その制約の代償措置として、独立機関である人事院が、国会と内閣に対しおこなうのが人事院問5 ()です。人事院は、民間企業従業員の賃金水準に国家公務員の賃金水準を合わせるための調査と、勧告を毎年おこなっています。

この調査は月収約9万円以上のパート・アルバイト従業員も対象に含むので、比較対象としてふさわしくありません。「公務員は高給取りでしょ？」と言われるますが、民間のフルタイム労働者の、年齢別の平均年収と比べれば、公務員は決して高い賃金水準ではありません。

公務員の賃下げは、多くの民間労働者に波及します。事実、「公務員の賃金下がっているのだから、うちも下げたい」という経営者は秋田にも多くおり、団体交渉の場で賃金引き下げの口実としてよく言われます。

賃金下がると→買いたいものも控えるようになり、消費が減少→すると、商売は苦しくなり、ますます景気は悪化・デフレ→おのずと民間経営も苦しくなり、企業は賃金を下げる→これを見て、国家公務員、地方公務員などの賃金下がる→グルグルグルグル……魔の連鎖。賃下げとデフレの悪循環を止め、内需拡大で景気を回復させましょう。

～最低賃金とは～

賃金には「それ以下では、人を働かせても、働いてもいけない」という最低賃金法の規制があります。契約の自由に任せると、コストダウンのための賃金引き下げ競争に歯止めがかからず、労働者の生活も人権も守られないからです。

そこで、労働基準法では「労働条件は、労働者が人たるに値する生活を営むための必要をみたすべきものでなければならない」とし、最低賃金法では、金額決定にあたり、「健康で文化的な最低限度の生活を営むことができるよう、生活保護に係る施策との整合性に配慮する」としています。

今の最低賃金は、最も高い東京で時給850円、秋田県は問6 ()円です。秋田県の最低賃金では、1日8時間・月22日働いても、約11万5千円(ここから、税金や保険料が差し引かれます)。1年で約138万円です。これではとても「人たるに値する生活」をおくれません。

7月から、最低賃金審議会が開催され、最低賃金額の改定について議論されています。最低賃金を早急に1000円以上にするため、署名やさまざまな要請行動に参加していきましょう。

～労働時間～

1日8時間・週40時間、休日は週1日以上が原則です。これはすべての労働者に適用され、それ以上、働けば「時間外労働」として割増賃金の支払いを求めましょう。

8時間眠り、8時間働き、8時間は自分の時間にするのが、人間の生活リズムです。労働時間のなかには、仕事前のミーティングや準備作業時間、作業前後の清掃時間も含まれます。就業実態をあらわすタイムカード、出勤簿などをメモで記録しておきましょう。

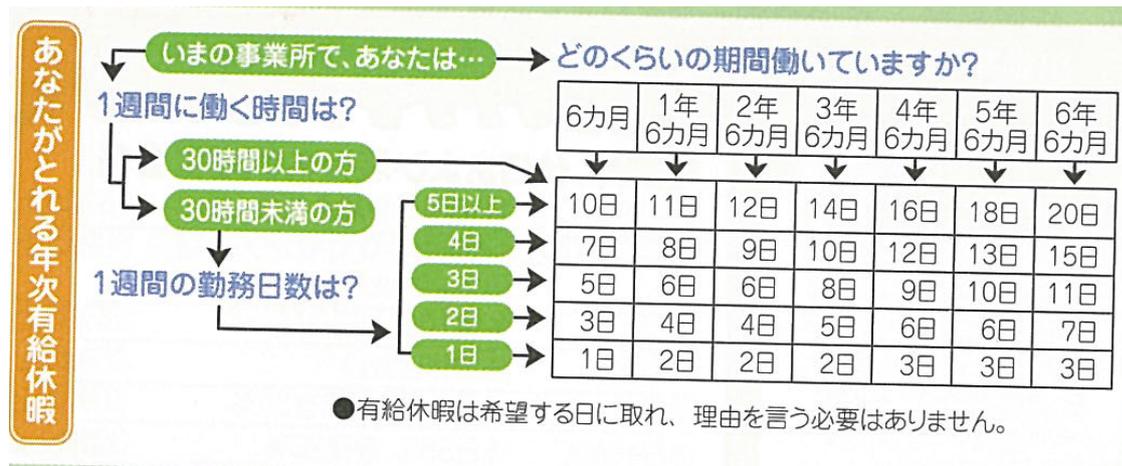
時間外、休日および深夜の割増賃金表

| | | 問7 ()%以上 |
|--------|----------------|--------------|
| 時間外労働① | 1日8時間を超えた分 | |
| 時間外労働② | 1ヶ月の残業時間が60時間超 | 50%以上 |
| 深夜労働 | 午後10時～翌午前5時 | 25%以上 |
| 休日労働 | 法定休日労働 | 35%以上 |

～年次有給休暇～

年次有給休暇(有休)は、理由に関わりなく自由にとることができます。パートや、アルバイトなど非正規社員でも取得することができます。これは問8 ()法で定められています。

有休をとったことを理由に、賃金をカットされたり、解雇されたりすることは違法です。また、その年度に有休がとりきれなかった分は、翌年に限って繰り越すことができます。



～有期雇用契約～

2013年4月1日から労働契約法が改定されました。

問9

()年以上、有期で働いている人(2013年4月以前は対象外)が、「契約期間が満了する日までの間に、有期労働契約の更新の申込みをした場合、または契約期間の満了後、遅滞なく有期労働契約の締結の申込みをした場合、使用者が申込みを拒絶することは、客観的に合理的な理由を欠き、社会通念上相当であると認められないときは、使用者は、従前の有期労働契約の内容である労働条件と同一の労働条件で、申込みを承諾したものと同みなす」(労働契約法第18条)となりました。

いろいろ問題のある条文ですが、有期から無期に転換できる可能性はできました。しかし労働条件については、有期時代と同じでよいとされています。また、期間満了直前の「雇止め」の危険も消えていません。これからの運動が重要です。

～労働災害～

労災保険は、事業主が保険料を全額負担する強制加入保険です。パート・アルバイトもふくめ、労働者を1人でも雇っている事業主は、労災保険に加入しなければなりません。負傷・疾病で仕事を休む場合、労災保険から医療費や休業補償が支払われます。うつ病など、メンタル不全を理由に仕事ができない場合も、業務が原因なら対象になります。

以下の場合、労働災害の対象になるでしょうか？

業務中に、同僚とおしゃべりに夢中になって重い荷物を足に落としてケガ。自分の不注意が原因。これは労災？

テストは以上です。お疲れさまでした。



<正解>

問1. ()に入る語句はなんでしょう？以下よりお選びください。
(1) 就業場所 (2) 賃金 (3) 手当

答1
(2)

問2. ()に入る語句はなんでしょう？以下よりお選びください。
(1) 争議権 (2) 団結権 (3) ストライキ権

答2
(2)

問3. ()に入る語句はなんでしょう？以下よりお選びください。
(1) 平等 (2) 真逆 (3) 対等

答3
(3)

問4. ()に入る語句はなんでしょう？以下よりお選びください。
(1) 会社経営 (2) ミーティング (3) 団体交渉

答4
(3)

問5. ()に入る語句はなんでしょう？以下よりお選びください。
(1) 勧告 (2) 通告 (3) 指令

答5
(1)

問6. ()に入る語句はなんでしょう？以下よりお選びください。
(1) 652円 (2) 653円 (3) 654円

答6
(3)

問7. ()に入る語句はなんでしょう？以下よりお選びください。
(1) 25% (2) 30% (3) 35%

答7
(1)

問8. ()に入る語句はなんでしょう？以下よりお選びください。
(1) 労働基準法 (2) 労働安全衛生法 (3) 労働組合法

答8
(1)

問9. ()に入る語句はなんでしょう？以下よりお選びください。
(1) 3年 (2) 5年 (3) 10年

答9
(2)

問10. ○×でお答えください。

答10
○